

熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第39条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、障害を理由とする差別の解消及び障害者虐待の防止の取組を推進するため、関係機関及び団体等が相互の連携を強化することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議、検討を行うものとする。

- (1) 障害者差別の解消及び障害者虐待の防止についての関係機関及び団体等の連携体制整備に関すること。
- (2) 障害者差別の解消及び障害者虐待の防止に関する研修、相談、啓発等の取組に関すること。
- (3) 障害者差別及び障害者虐待の事例分析に関すること。
- (4) その他障害者差別の解消及び障害者虐待の防止に関すること。

(構成)

第4条 連絡会議は、別表に掲げる機関により構成する。

2 連絡会議においては、必要に応じ、障害者差別の解消及び障害者虐待の防止に関する関係者を、随時参加させることができる。

(会議)

第5条 連絡会議は、おおむね1年に1回程度開催することとし、必要に応じ、臨時に開催することができるものとする。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課におく。

附 則（平成 24 年 7 月 31 日）

この要綱は、平成 24 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 20 日）

この要綱は、平成 26 年 6 月 20 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 7 日）

この要綱は、平成 28 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 28 日）

この要綱は、平成 31 年 1 月 28 日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	構成機関
支援機関	公益社団法人 熊本県医師会
	熊本県弁護士会
	熊本県司法書士会
	一般社団法人 熊本県社会福祉士会
	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
	熊本県民生委員児童委員協議会
	熊本県人権擁護委員連合会
障がい福祉施設等	熊本県身体障害児者施設協議会
	熊本県知的障がい者施設協会
	公益社団法人 熊本県精神科協会
団体	社会福祉法人 熊本県身体障害者福祉団体連合会
	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会
	熊本県障害児・者親の会連合会
	熊本県自閉症協会
	一般社団法人 熊本県精神障害者福祉会連合会
	公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会
市町村	熊本県市長会
	熊本県町村会
行政関係者	熊本市障がい保健福祉課
	熊本労働局（雇用環境・均等室）
	熊本地方法務局（人権擁護課）
	熊本県警察本部（生活安全部生活安全企画課）
	熊本県教育委員会（特別支援教育課）
	熊本県労働雇用創生課
	熊本県子ども家庭福祉課
	熊本県認知症対策・地域ケア推進課
	熊本県福祉総合相談所（熊本県女性相談センター）
	熊本県障がい者支援課